

## ○ 第4回 第2原則「組合員による民主的管理」について

協同組合は、組織基盤である組合員の多様化傾向と市場競争に負けないために合併等で大規模化が顕著ですが、以下の第2原則「組合員による民主的管理」は、組合員主導で単協の管理を強化し、組合員と単協主導で連合組織の管理を強化する指針を明示したものです。（下線は筆者）

### 【第2原則】「組合員による民主的管理」

協同組合は、組合員が管理する民主的な組織であり、組合員は、その政策立案と意思決定に積極的に参加する。選出された役員として活動する男女は、すべての組合員に対して責任を負う。単位協同組合の段階では、組合員は平等の議決権（1人1票）をもっている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

第1に、この原則は、協同組合は組合員1人ひとりのニーズや願いを大切にし、組合員が民主的に管理するべきで、役員や職員のために管理されてはならないことを明確にしています。JAの場合は、総会（総代会）という最高議決機関のみでなく、顔の見える組合員組織である集落組織、作目別部会組織、青壮年部、女性部、准組合員組織等の多様なグループの意向がJAの政策立案と意思決定のプロセス（支店運営委員会等）で可視化され、反映されていると実感できるための指針です。

第2に、組合員を代表する役員には男女共に選出されることに大きな意義があり、役員はすべての組合員に対する責任を自覚して取り組む使命・義務があることを明示しています。JAの役員は、JAの情報を可能な限りホームページ等で開示し、高度情報化時代にふさわしい組合員同士並びに組合員とJAさらには市民との多面的コミュニケーションの場づくりを加速し、多様な組合員（正・准組合員を含む）による民主的管理力を高めるリーダーシップを発揮すべきとする指針です。

第3に、単協の段階では組合員は平等の権利をもっていることを明示したもので、この点が、資本の所有割合に応じた権限で所有・管理されている営利企業と根本的に異なります。JAの場合には、今後一定の割合で准組合員の理事登用を促進し、事業利用（自益権）では共通の権利をもつ正・准組合員に生活面の施設整備等で意思反映プロセスを可視化し、理事会や総代会でその意向が配慮されるよう検討する必要があるでしょう。

第4に、協同組合の連合組織は、単協の役員代表等によって管理され、組合員のために（少数グループの意向にも配慮し）持続的な組織・事業・経営の革新が図られているかをできるだけ可視化し、営利企業と異なる協同組合としての評価基準で、高度な補完機能の発揮を促進することを明示した指針です。